

しまむら多度津店 (No.997)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 14 日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 大和リース株式会社 住所 大阪府中央区農人橋二丁目 1 番 36 号																						
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 しまむら多度津店 所在地 香川県仲多度郡多度津町北鴨 2 丁目 1 番地外 5 筆																						
変更した事項	<p>(1) 大規模小売店舗の名称</p> <p>【変更前】 しまむら・マック多度津店</p> <p>【変更後】 しまむら多度津店</p> <p>(2) 大規模小売店舗設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>【変更前】 大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作</p> <p>【変更後】 大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥</p> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>【変更前】</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">小売業者</th><th rowspan="2">住所</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>名称</th><th>代表者</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社ヘルス</td><td>代表取締役 古谷 久</td><td>東京都府中市若松町 1 丁目 10 番地の 3</td><td>平成 23 年 8 月 31 日退店</td></tr><tr><td>株式会社しまむら</td><td>代表取締役 野中 正人</td><td>さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号</td><td></td></tr></tbody></table> <p>【変更後】</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">小売業者</th><th rowspan="2">住所</th></tr><tr><th>名称</th><th>代表者</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社しまむら</td><td>代表取締役 ①北島常好 ②鈴木 誠</td><td>③さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番 1 号</td></tr></tbody></table> <p>変更の年月日</p> <p>(1) 平成 28 年 3 月 15 日 (2) 令和 3 年 4 月 1 日 (3) ①平成 31 年 1 月 1 日 ②令和 2 年 2 月 21 日 ③令和 3 年 1 月 24 日</p> <p>変更する理由</p> <p>(1) 店舗撤退による店舗部分の建物解体のため (2) 人事異動のため (3) 人事異動及び本社移転のため</p>	小売業者		住所	備考	名称	代表者	株式会社ヘルス	代表取締役 古谷 久	東京都府中市若松町 1 丁目 10 番地の 3	平成 23 年 8 月 31 日退店	株式会社しまむら	代表取締役 野中 正人	さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号		小売業者		住所	名称	代表者	株式会社しまむら	代表取締役 ①北島常好 ②鈴木 誠	③さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番 1 号
小売業者		住所	備考																				
名称	代表者																						
株式会社ヘルス	代表取締役 古谷 久	東京都府中市若松町 1 丁目 10 番地の 3	平成 23 年 8 月 31 日退店																				
株式会社しまむら	代表取締役 野中 正人	さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号																					
小売業者		住所																					
名称	代表者																						
株式会社しまむら	代表取締役 ①北島常好 ②鈴木 誠	③さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番 1 号																					

しまむら多度津店 (No.997)

2 届出年月日 令和3年4月28日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 多度津町産業課

縦覧期間： 令和3年5月14日から令和3年9月14日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和3年9月14日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ